

平成21年12月13日

新型インフルエンザへの対応について

福岡県サッカー協会ジュニア委員会福岡支部

新型インフルエンザへの対応について以下のとおり変更したので、お知らせいたします。
なお、この変更は秋季リーグ終了後から適用いたします。

記

1. 大会開催の可否について
 - ①行政より中止又は延期の指導がある場合は大会を中止又は延期する。
 - ②使用施設より中止又は延期の指導がある場合も同様とする。
 - ③新型インフルエンザによって活動を休止せざるを得ないチームが多数でた場合は、評議員会で大会開催の可否を決定する。
 - ④大会を中止・延期した場合の、その後の取扱いは、競技部と協議の上、評議員会で決定する。
2. 大会への出場について
 - ①インフルエンザに感染している者または発熱の症状がある者は、大会等に出場することはできない。
 - ②学級、学年、学校閉鎖の対象となっている子どもであっても、その子どもがインフルエンザに感染しておらず、又は発熱の症状がなければ大会に出場することができるものとする。
 - ③家族が発症している場合は、該当の子どもがインフルエンザを発症していなければ、大会へ参加できるものとする。
3. チームの活動について
 - ①原則として上記2. に準じて対応する。ただし、学級、学年、学校閉鎖の対象となっている子どもについては、練習等への参加を自粛すること。
 - ②地域・学校より活動の自粛を要請された場合は、チーム活動を休止すること。
 - ③チームの活動を休止した場合は、大会等への参加はできない。
4. 報告義務
新型インフルエンザに感染し、チーム活動を休止、又は大会等への参加ができなくなった場合は、競技部へ報告すること。
5. 救済措置
上記2. 3に該当する場合にあっても特段の救済措置は行わない。ただし、エントリーメンバーの差し替えによって出場が可能な場合は、当日の試合に限って差し替えを認めるものとする。
6. その他
 - ①上記措置は福岡支部における対応であり、県大会、他支部等での大会参加においては、それぞれの主催者に確認の上参加すること。
 - ②咳・発熱の症状がある場合は、大会の観戦を自粛する。
 - ③会場では、可能な限り手洗い・消毒等の措置ができるようにすること。
 - ④新型インフルエンザの対応指針に変化があった場合は評議員会で適切に対応する。
 - ⑤上記によりがたい事態が生じた場合は、協議の上対応する。